



平成 20 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名	ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者	代表取締役社長 矢 野 邦 彦
コード番号	5 3 9 3 (東証 第一部)
問 合 せ 先	常務執行役員 管理本部長 米澤靖男
電 話 番 号	0 3 - 3 4 3 3 - 7 2 5 1
(URL)	(http://www.nichias.co.jp)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を本年6月27日開催予定の第192期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告の方法について、インターネットの普及を考慮し、公告手続きの合理化を目的として、会社法に基づく電子公告を採用することとし、あわせて不測の事態に備えた予備的公告方法を定めるため、現行定款第5条（公告方法）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は取締役の「会長」職を廃止するため、これを定める現行定款第23条第3項を削除し、第26条第1項の条文を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

なお、変更のない条文は記載を省略しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 20 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 20 年 6 月 27 日

以 上

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条（公告方法） 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第23条（代表取締役等） 取締役会は、取締役の中から代表取締役社長1名を選定する。 ② 取締役会の決議によって、必要に応じ取締役社長のほかに代表取締役を若干名選定することができる。 <u>③ 取締役会の決議によって、取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会） 取締役会は取締役<u>会長</u>が招集し、その議長となる。 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれに代る。</u> <u>取締役会長、取締役社長ともに事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u> （第2項ないし第5項 省略）</p>	<p>第5条（公告方法） 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第23条（代表取締役等） （第1項および第2項 現行どおり） （第3項を削除）</p> <p>第26条（取締役会） 取締役会は取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。 （第2項ないし第5項 現行どおり）</p>